

## 令和6年度 福岡県主任介護支援専門員研修受講者 北九州市推薦要領 (居宅介護支援事業所等用)

### 1 研修の目的

本研修は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する指導・助言など、主任介護支援専門員として必要とされるケアマネジメントを適切かつ円滑に提供するための知識と技術を修得することを目的としています。

### 2 受講対象者

以下の(1)及び(2)に該当する者

(1) 受講基準(別紙2)の受験要件を満たす者

(2) 申込み時点で、北九州市内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等(注)で業務に従事している(地域包括支援センターにおいては配置予定も含む。) 専任(常勤専従)または常勤の介護支援専門員であり、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有し、「令和6年度福岡県主任介護支援専門員研修に係る受講基準(別紙2)」の各受講区分に応じた条件に該当すると北九州市が認める者。

(注) 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所のほか、介護支援専門員が必置となっている介護保険施設などの施設、居宅・地域密着型サービス事業所を含む

3 研修日程等 研修日程及びプログラム(別紙3・4)のとおり(計12日間)

4 研修実施機関 公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会(福岡県からの委託を受け実施)

### 5 申込方法、提出書類及び期限

研修受講希望者は、下記のとおり申し込みをお願いします。

(1) 提出書類

- ・「令和6年度 福岡県主任介護支援専門員研修受講申込書」(別紙5)
- ・「所属事業所推薦書」(別紙6)
- ・「令和6年度 福岡県主任介護支援専門員研修受講者北九州市推薦に係る提出書類確認票」(別紙11)

(2) 提出先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市保健福祉局 長寿推進部 介護保険課 事業者支援係  
TEL: 093-582-2771 FAX: 093-582-5033

(3) 申込方法 郵送または持参

(4) 提出期限 令和6年5月10日(金) 17時00分(必着)

### 6 推薦に係る選考基準

北九州市は「推薦枠」の範囲内で、次の点を考慮し受講基準に該当する受講者を決定します。

(1) 福岡県が定めた受講区分

①受講区分I

主任介護支援専門員に準ずる者として地域包括支援センターに配置されている介護支援専門員(配置予定の者を含む)

②受講区分Ⅱ

主任介護支援専門員が配置されておらず、かつ、主任介護支援専門員を配置すれば特定事業所加算の算定要件を満たす居宅介護支援事業所の介護支援専門員

③受講区分Ⅲ

居宅介護支援事業所の管理者である介護支援専門員

④受講区分Ⅳ

受講区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢ以外の介護支援専門員

(2) 各事業者連絡会及び福岡県介護支援専門員協会北九州支部からの推薦を受けた者

7 受講料(資料代) 30,000円

8 テキスト 研修当日に配布する資料を使用します。

9 受講決定

本市が推薦決定し、福岡県へ提出した受講申込書により、福岡県が別紙2の受講基準に照らして受講者が決定されます。

なお、受講決定者に対しては、6月下旬を目処に研修実施機関から受講案内を送付する予定です(受講者からの電話による受講決定の可否については、個人情報保護の観点からお答えできません)。

定員を超過する申し込みがあった場合、受講不可となる場合があります。

10 研修受講上の注意等

(1) 研修は定められた課程を全て履修する必要があるため、全部又は一部の課目を修了しなかった場合は、「福岡県主任介護支援専門員研修修了証」(以下「修了証」という。)は交付しません。

(2) 遅刻又は早退があったときは、当該課目は履修できなかったものとみなし、上記(1)と同様の取扱いとします。

(3) 虚偽の申告をする等、不正の手段により研修を受講した者については、その事実が判明した時点で、研修の受講を中断させ、又は交付した修了証を没収するとともに、その旨を記録するものとします。この場合において、受講料は返還しません。

(4) 介護保険法第69条の34から第69条の38までに規定する介護支援専門員の義務等に違反したと認められる者及び法第69条の39の規定により登録の消除を受けた者については、上記(3)と同様の取扱いとします。

11 個人情報の取扱いについて

受講申込書等に記載された個人情報については、適正に管理を行い、本研修の運営、修了者名簿の作成及び受験申込書の誓約事項以外の目的には使用しません。